

国家税務総局 納税信用評価に関連する事項に関する公告

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年2月1日、国家税務総局は「納税信用評価に関連する事項に関する公告」（国家税務総局公告2018年第8号、以下「本公告」）を公布しました。3種類の企業を納税信用評価に追加し、納税信用等級を従来の4等級から5等級に変更することを発表しました。本公告は2018年4月1日より実施されています。

1. 政策の背景

2014年7月、国家税務総局は「納税信用管理弁法（試行）」（国家税務総局公告2014年第40号、以下「信用管理弁法」）を公布、企業を納税に関する信用度合に応じてA、B、C、Dの4等級に分類し、管理することを発表しました。納税信用評価は年度評価指標得点と直接格付方式を採用しています。年度評価指標得点は減点方式を取っており、満点は100点となっています。

【図表1】「信用管理弁法」で規定された納税信用等級

得点	等級	主な奨励・処罰措置
90点以上	A級	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1回につき3ヶ月分の増値税発票受領可 ✓ 3年連続でA級を獲得する納税者は税務機関の優先窓口と専門担当者を利用可
70点以上 90点未満	B級	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 正常管理され、税収政策と管理規定の指導を受ける ✓ 信用評価状況次第ではA級の奨励措置を受けることも可能
40点以上 70点未満	C級	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 厳格管理され、信用評価状況次第ではD級の管理措置をとることも可能
40点未満 直接格付	D級	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 増値税専用発票の受領が制限される ✓ 輸出還付税審査が強化される ✓ 監督管理検査頻度を高める

信用評価の仕組みが構築されたことにより、入札、融資など様々な分野で当該評価が利用されるようになっており、市場競争における重要な要素となっています。しかし、従来の規定においては、新設企業、年度内に業務収入が発生していない企業、企業所得税査定徴収弁法が適用される企業は納税信用評価の範囲に入っておらず、信用評価を得られない状態となっていました。評価体系を整備するため、本公告において、これらの企業を納税信用評価の対象として組み込むとともに、関連するその他の内容の明確化を進めています。

2. 政策の内容

本公告には、以下の内容が含まれています。

【ポイント①】 納税信用評価の対象となる企業を追加

- (一) 税務機関にて初めて税務関連事項を行った日より1評価年度が経過していない企業(以下、「新設企業」)。評価年度は西暦年度、即ち1月1日から12月31日までを指す
- (二) 評価年度内に業務収入が発生していない企業
- (三) 企業所得税査定徴収弁法が適用される企業

【ポイント②】 上記3分類の企業の納税信用評価時限を明確化

- (一) 新設企業が2018年4月1日以前に税務関連事項を行った場合、税務機関は2018年4月30日までに納税信用評価を行う
- (二) 2018年4月1日以降に初めて税務機関にて納税関連事務を行う新設企業に対し、税務機関は適時、納税信用評価を行う
- (三) 評価年度内に業務収入が発生していない企業、企業所得税査定徴収弁法が適用される企業の場合、税務機関は各評価年度終了後の翌年4月に納税信用評価を行う

【ポイント③】 納税信用等級 M 級を追加

納税信用等級を A、B、C、D の 4 等級から A、B、M、C、D の 5 等級に変更します。「信用管理弁法」第二十条に規定されている信用喪失行為(※)が発生していないことを前提に、新設企業、評価年度内に業務収入が発生しておらず、且つ年度評価指標得点が 70 点以上の企業は M 級に分類される

※信用喪失行為とは下記に記載する行為を指す

1	納税忌避、追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増値税専用発票の空発行等の行為が存在し、判決を経て税務に関連する罪を犯している
2	前項の行為が存在し、罪は犯していないが、脱税(納税逃れ)金額が10万元以上且つ各種納税総額の10%以上、或いは追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増値税専用発票の空発行等の税收违法行為が存在し、すでに税金、滞納金、罰金を納めている
3	規定期限内に、税務機関が出した結論に基づいて税金、滞納金、罰金を納付しない、或いは満額納付していない
4	暴力、威嚇によって納税を拒否、税務機関が法に則って実施する税務取調べ執行行為を妨害する
5	増値税発票管理規定違反或いはその他発票管理規定違反行為の存在により、その他企業或いは個人を税金未納、納税不足、或いは税金の詐取に導いた
6	虚偽の申告資料を提供して税収優遇政策を享受している
7	輸出税金還付を詐取したことにより、輸出税金還付(免除)資格が停止され、その停止期日が到来していない
8	非正常納税人記録がある或いは非正常納税人の直接責任者が登記登録、或いは経営責任を負っている
9	D級納税人の直接責任者が登記登録し、或いは経営責任を負っている
10	税務機関が法に則り認定したその他の重大な信用喪失に係る状況が存在する

上記行為の一つにあてはまる場合、**本評価年度ではD級と評価される**

【ポイント④】M級企業に対する奨励措置の明確化

規定された奨励措置は下記の通り

- (一) オンラインで増値税専用発票の認証が可能、税務局の窓口における発票の認証手続が不要
- (二) 税務機関が税込政策と管理規定の指導を行う

【ポイント⑤】納税信用評価の調整に関する規制の整備

納税信用評価の対象となる企業すべてを対象とし、「信用管理弁法」第二十条に規定される信用喪失行為が発生した場合、税務機関は納税信用等級を調整することができ、適切な方法で通知を行う

3. 企業への影響

本公告の公布により、従来該当体系に入っていない新設企業、業務収入が発生していない企業、企業所得税査定徴収弁法が適用される企業が納税信用評価の対象として追加され、納税信用評価の体制がより整備されています。納税信用評価の等級も追加されており、新設企業・業務収入のない企業はM級として評価されることになります。各企業は奨励措置が享受できるよう、税務管理の強化を進めるとともに、信用喪失行為を防止していくことが重要です。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家税务总局 关于纳税信用评价有关事项的公告 国家税务总局公告2018年第8号</p> <p>随着纳税信用体系建设不断推进, 纳税信用的社会价值和社会影响力日益增强, 成为纳税人参与市场竞争的重要资产。为进一步落实国务院“放管服”改革精神, 优化税收营商环境, 鼓励“大众创业、万众创新”, 根据《中华人民共和国税收征收管理法》和《国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要(2014-2020年)的通知》(国发[2014]21号), 现就进一步完善纳税信用评价的有关事项公告如下:</p> <p>一、新增下列企业参与纳税信用评价:</p> <p>(一)从首次在税务机关办理涉税事宜之日起时间不满一个评价年度的企业(以下简称“新设立企业”)。评价年度是指公历年度, 即1月1日至12月31日。</p> <p>(二)评价年度内无生产经营业务收入的企业。</p> <p>(三)适用企业所得税核定征收办法的企业。</p> <p>二、本公告第一条所列企业的纳税信用评价时限如下:</p> <p>(一)新设立企业在2018年4月1日以前已办理涉税事宜的, 税务机关应在2018年4月30日前对其纳税信用进行评价; 从2018年4月1日起, 对首次在税务机关办理涉税事宜的新设立企业, 税务机关应及时进行纳税信用评价。</p> <p>(二)评价年度内无生产经营业务收入的企业和适用企业所得税核定征收办法的企业, 税务机关在每一评价年度结束后, 按照《纳税信用管理办法(试行)》(国家税务总局公告2014年第40号发布, 以下简称《信用管理办法》)规定的时限进行纳税信用评价。</p> <p>三、增设M级纳税信用等级, 纳税信用等级由A、B、C、D四级变更为A、B、M、C、D五级。未发生《信用管理办法》第二十条所列失信行为的下列企业适用M级纳税信用:</p> <p>(一)新设立企业。</p>	<p style="text-align: center;">国家税務総局 納税信用評価に関連する事項に関する公告 国家税務総局公告2018年第8号</p> <p>納税信用体系建設の推進に伴い、納税信用の社会的価値と社会的影響力が拡大し、そのことが納税人の市場競争に参入する際の重要な資産となる。国务院による行政簡素化・管理強化・行政サービスの最適化をさらに貫徹して実行し、ビジネス環境の改善と「大衆による創業、万人による革新」を奨励するため、「中華人民共和国税收徴収管理法」及び「国务院 社会信用体系建設企画ガイドライン(2014-2020年)を公布することについての通知」(国発[2014]21号)に基づき、納税信用評価を更に改善することに関する事項を以下のように通知する:</p> <p>一、以下の企業を納税信用評価に新たに追加する:</p> <p>(一)税務機関にて初めて税務関連事項を行った日より1評価年度が経過していない企業(以下「新設企業」という)。評価年度は西暦年度であり、即ち1月1日から12月31日までを指す</p> <p>(二)評価年度内で経營業務収入が発生していない企業</p> <p>(三)企業所得税査定徴収弁法が適用される企業</p> <p>二、本公告第一条に記載された企業の納税信用評価期限は以下の通り:</p> <p>(一)新設企業が2018年4月1日以前に税務関連事項を行った場合、税務機関が2018年4月30日までに納税信用評価を行わなければならない。2018年4月1日以降に初めて税務機関にて納税関連事務を行う新設企業に対し、税務機関が遅滞なく納税信用評価を行わなければならない</p> <p>(二)評価年度内で経營業務収入が発生していない企業及び企業所得税査定徴収弁法が適用される企業の場合、税務機関が各評価年度が終了後、「納税信用管理弁法(試行)」(国家税務総局公告2014年第40号公布、以下「信用管理弁法」)に規定された時限内に納税信用評価を行う</p> <p>三、納税信用等级 M 級を追加し、納税信用等级が A、B、C、D の4等級より A、B、M、C、D の5等級に変更。「信用管理弁法」第二十条に規定される信用喪失行為が発生していない以下の企業は M 級が適用される:</p> <p>(一)新設企業</p>

<p>(二) 评价年度内无生产经营业务收入且年度评价指标得分70分以上的企业。</p> <p>四、对纳税信用评价为M级的企业, 税务机关实行下列激励措施:</p> <p>(一) 取消增值税专用发票认证。</p> <p>(二) 税务机关适时进行税收政策和管理规定的辅导。</p> <p>五、企业(包括新设立企业)发生《信用管理办法》第二十条所列失信行为的, 税务机关应及时对其纳税信用级别进行调整, 并以适当的方式告知。</p> <p>六、除上述规定外, 纳税信用管理的其他事项按照《信用管理办法》规定执行。</p> <p>七、本公告自2018年4月1日起施行, 《信用管理办法》第十七条第二项同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2018年2月1日</p>	<p>(二) 評価年度内で経營業務収入が発生していない且つ年度評価指標得点が70点以上の企業</p> <p>四、納税信用等級 M 級の企業に対し、税務機関が以下の奨励措置を実施する:</p> <p>(一) 増値税専用発票の窓口認証手続きを取り消す</p> <p>(二) 税務機関が適時に税收政策と管理規定に対する指導を行う</p> <p>五、企業(新設企業も含む)は「信用管理弁法」第二十条に規定される信用喪失行為が発生した場合、税務機関が遅滞なくその納税信用等級を調整した上、適切な方法で企業に告知しなければならない</p> <p>六、上記の規定を除き、納税信用管理に関するその他の事項は「信用管理弁法」に基づき実施する</p> <p>七、本公告は2018年4月1日より実施し、「信用管理弁法」の第十七条第二項は同時に廃止する</p> <p style="text-align: center;">ここに公告する</p> <p style="text-align: right;">国家稅務總局 2018年2月1日</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどまり、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室